

会津若松市

ユニバーサルデザイン推進プラン

(平成24年度改訂版)



すべての人にやさしく、暮らしやすいまちを目指して

会津若松市

市長あいさつ



会津若松市ユニバーサルデザイン推進プランの改訂にあたって

近年の急速な少子高齢化の進行や安全・安心への関心の高まり、またライフスタイルの変化などにより、社会の様々な課題やニーズはますます複雑・多様化しております。このような社会情勢の変化に加え、高齢者や障がいのある方、子ども連れ、さらには外国人の方々の社会参加や社会へのニーズも増大し、誰もが地域の中でいきいきと安心して快適に生活することができる社会の実現が強く求められています。そのためには、すべての人にとって安全・安心で暮らしやすく活動しやすい環境を整えていくとともに、一人ひとりの人格が尊重され、個性や能力を十分に発揮でき、そしてお互いに支え合い、共に生きる社会を目指すユニバーサルデザインのまちづくりを行っていくことは、極めて重要であります。

これを受け、市ではこれまで、平成19年度を初年度とした第6次長期総合計画において、重点的に取り組むべき政策の柱の一つに「安心して暮らせるやさしいまちづくり」を位置づけ、総合的に施策の展開を図るとともに、より具体的な推進を図るため、平成19年8月には「会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン」を策定し、「すべての人にやさしく、暮らしやすいまち」の実現を目標に掲げ、ハード整備やソフト事業、さらには意識づくりも含めまちづくりの各分野にわたり取り組んでまいりました。

こうした中、このたび、本プランの計画期間が平成23年度をもって終了いたしますことから、引き続き社会や生活環境のさらなる改善、向上を図るため改訂を行い、新たな計画期間において、本市が取り組むべき重点施策や具体的事業を盛り込んだところであります。

その取り組みといたしましては、市民の皆さまにユニバーサルデザインの考え方をさらにご理解いただき、実践に結び付けていただけるよう積極的な普及、推進に努めるとともに、相手への思いやりや心づかいを育み行動に移していく「こころのユニバーサルデザイン」の推進を図り、心豊かで人にやさしい社会の実現を目指していくものであります。

さらに新たなプランの推進にあたりましては、市民、市民団体、事業者等の皆さまと市がともに連携・協働を図りながら取り組むことで、誰もが暮らしやすいまちの実現、そして人の温かさが感じられる社会を築いてまいりたいと考えております。

どうか皆さまにおかれましては、本市が目指すユニバーサルデザインの取り組みに対し、更なるご理解をいただくとともに、今後とも計画目標の実現に向け、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました関係者並びに市民の皆さまに心より感謝を申し上げ、あいさつとさせていただきます。

平成24年3月

会津若松市長 **室井照平**

目 次

第1章 はじめに

	(ページ)
1 ユニバーサルデザインとは	1
2 計画策定の背景	8

第2章 ユニバーサルデザインについての本市の考え方

1 基本的事項	
(1) 計画策定の趣旨	11
(2) 基本目標	11
(3) 基本目標の実現に向けた取り組みの視点	12
(4) 計画の位置づけ	12
(5) 市民との協働	13
(6) 計画の期間	13
計画の位置づけ	14
計画の体系	15

第3章 分野別取り組みの基本方針と重点施策

1 「すべての人のため」という意識づくり	16
2 「すべての人のため」の社会・環境づくり	18
3 「すべての人のため」のまちづくり	
(1) 公共建築物等	19
(2) 道路	20
(3) 公園など憩いの空間	21
(4) 公共交通	22
(5) 住宅	23
4 「すべての人のため」の情報・サービスづくり	
(1) 情報	24
(2) サービス	26
5 「すべての人のため」のもの（製品）づくり	27

第4章 分野別具体的事業

1 「すべての人のため」という意識づくり	28
2 「すべての人のため」の社会・環境づくり	30
3 「すべての人のため」のまちづくり	32
4 「すべての人のため」の情報・サービスづくり	35
5 「すべての人のため」のもの（製品）づくり	37

第5章 計画の推進

1 推進体制	
(1) 市の取り組み	38
(2) 市民への期待	38
(3) NPO・市民団体等への期待	38
(4) 事業者への期待	38
(5) 県等との連携	39
2 計画の進行管理	39

附属資料

	(ページ)
・ 計画の策定経過	附属資料―1
・ ユニバーサルデザインの推進に向けての市民の意見	附属資料―2
・ ユニバーサルデザイン・バリアフリーに関する 国・県・市の動き	附属資料―7
・ 用語集	附属資料―8

第1章 はじめに

1 ユニバーサルデザインとは

「ユニバーサルデザイン」は、ユニバーサル（すべての、普遍的な）とデザイン（計画、設計）の二つを組み合わせた言葉です。

ユニバーサルデザインは、「はじめから、すべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどを計画、設計する」考え方のことです。一般的には「すべての人のためのデザイン」と言われています。この考え方は、故ロナルド・メイス氏（米国の建築家、工業デザイナー）によって、初めて提唱されました。その基本的な考え方は次のとおりです。

すべての人が対象

ユニバーサルデザインは、高齢者や障がい者等を対象にした取り組みを特別に行うものではありません。すべての人を対象にし、すべての人が生活・活動しやすい環境づくりを行うものです。

はじめからの発想

ユニバーサルデザインは、すでに存在している障害などを後から取り除くといった対応ではなく、はじめから、すべての人のニーズを考慮し、すべての人が生活・活動しやすい環境づくりを行うものです。

終わりのない取り組み

ユニバーサルデザインの取り組みは、高齢者や障がい者等、特定の人々の利便が健常者の水準に達すれば終わるというものでなく、健常者も含めたすべての人の利便の向上を目指していくものです。このため、今より少しでも利用しやすいものにすることを目指して、見直し、改善に絶えず取り組んでいくといった対応が求められることとなります。

ユニバーサルデザインの7つの原則

ユニバーサルデザインを推進するにあたり、ロナルド・メイス氏を含む研究者等によって7つの原則をまとめています。それは次のものから構成されています。

原則 : 簡潔で、かつ覚えやすく表現された基本的な考え方

定義 : 原則に沿ったデザインをするための簡潔な方向付け

ガイドライン : 原則に忠実であるために必要とされる基本要件

(注) すべてのガイドラインが、どのようなデザインにも当てはまるとは限りません。

原則1 誰にでも公平に利用できること (公平性)

定義 : 誰にでも利用できるように作られており、かつ、容易に入手できること。



誰でも利用できるエレベーター

〔ガイドライン〕

- 誰もが同じ方法で使えるようにする。それが無理なら別の方法でも仕方がないが、公平なものでなくてはならない。
- 差別感や屈辱感が生じないようにする。
- 誰もがプライバシーや安心感、安全性を得られるようにする。
- 使い手にとって魅力あるデザインにする。

原則2 使う上で自由度が高いこと (自由性・柔軟性)

定義 : 使う人の様々な好みや能力に合うように作られていること。



押しボタンの高さを選べる
自動販売機

〔ガイドライン〕

- 使い方を選べるようにする。
- 右利き、左利きどちらでも使えるようにする。
- 正確な操作がしやすいようにする。
- 使いやすいペース (速度) に合わせられるようにする。

原則3 使い方が簡単ですぐ分かること（単純性）

定義： 使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方が分かりやすく作られていること。



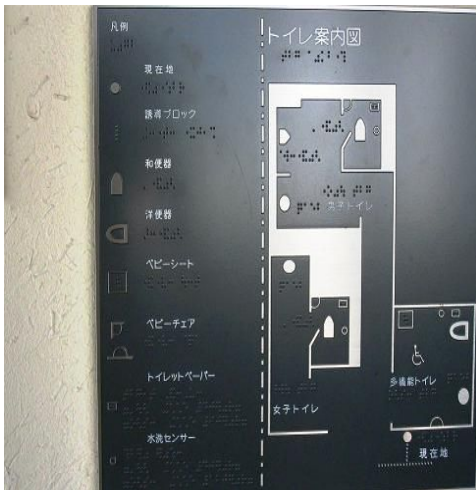
開け方が明記してある缶

〔ガイドライン〕

- 不必要に複雑にしない。
- 直感的にすぐ使えるようにする。
- 誰にでも分かる用語や言い回しにする。
- 情報は重要度の高い順にまとめる。
- 操作のためのガイダンス（操作の説明）や操作確認を、効果的に提供すること。

原則4 必要な情報がすぐに理解できること（分かりやすさ）

定義： 使用状況や、使う人の視覚・聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるように作られていること。



点字や凸凹でわかる表示

〔ガイドライン〕

- 大切な情報を十分に伝えられるように、絵や文字、手触りなど異なった方法を使用する。
- 大切な情報は、（例えば大きな文字で書くなど）できるだけ強調して読みやすく（分かりやすく）する。
- 情報をできるだけ区別して説明しやすくする（やり方が口頭で指示しやすくなるように）。
- 視覚・聴覚などに障がいのある人が利用している様々なやり方や道具でも、情報がうまく伝わるようにする。

原則5 うっかりミスや危険につながらないデザインであること（安全性）

定義： ついうっかりした行動や意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないように作られていること。



ロックを解除して給湯

〔ガイドライン〕

- 危険やミスをできる限り防ぐ配慮をすること。頻繁に使うものは最もアクセスしやすく（操作しやすく）し、危険なものはなくしたり、隔離したり、覆ったりなどする。
- 危険なときやミスをしたときは警告を出す。
- 操作を間違っても安全なように配慮する。
- 注意が必要な操作を、意図せずに行ってしまうことがないように配慮する。

原則6 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること（低負担・省力化）

定義： 効率よく、気持ちよく、疲れないで使えるようにすること。



開けやすい歯磨き粉のふた

〔ガイドライン〕

- 自然な姿勢のまま使えるようにする。
- あまり力を入れなくても使えるようにする。
- 同じ動作を何度も繰り返すことを、できるだけ少なくする。
- 体に無理な負担が持続的にかかることを、できるだけ少なくする。

原則7 アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること（スペースの確保）

定義：どんな体格や、姿勢、移動能力にかかわらず、アクセスしやすく、操作がしやすいスペースや大きさにすること。



広い多目的トイレ

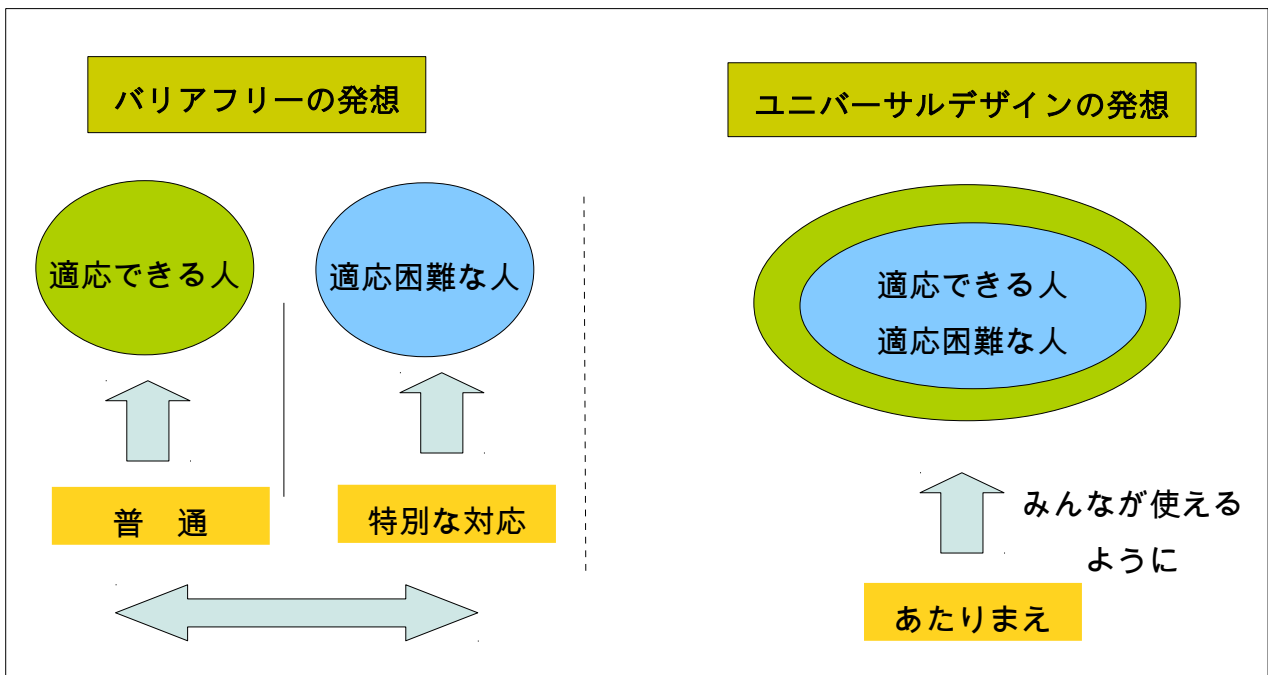
〔ガイドライン〕

- 立っていても座っていても、重要なものは見えるようにする。
- 立っていても座っていても、あらゆるものに楽に手が届くようにする。
- 様々な手や握りの大きさに対応する。
- 補助具や介助者のためのスペースを十分に確保する。

これらのユニバーサルデザイン7原則は、誰にでも利用可能なデザインという視点を中心にしています。しかし、実際のデザインでは、使いやすさ以上のことにも配慮が必要であり、デザイナーが、デザインをする過程で、経済性や、技術的条件、文化的要件、男女差や環境への影響など、関連する諸条件を考慮に入れなければなりません。これらの7原則は、できるだけ多くの人々の要求に対応できるような特徴を、よりうまく組み込んで理想的なデザインを目指すにあたっての、デザイナーへの指針です。

※原文は、Version2.0-4/1/97 THE CENTER FOR UNIVERSAL DESIGN North Carolina State University。

バリアフリーからユニバーサルデザインへ



※ バリアフリーとは、障がいのある人が社会生活をする上で障壁（バリア）となるものを取り除くことです。ユニバーサルデザインは、この考え方を一歩進め、はじめから障壁（バリア）をつくらない取り組みです。

バリアフリーとユニバーサルデザインの違い

考え方の違いは明確には分けにくいですが、一般的には次のように言われています。なお、どちらも快適な環境や社会を目指していくものという点では共通しています。

区分	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
対象者	高齢者や障がいのある人など特定の人	年齢、性別、能力、言語などの違いに関わらず、すべての人
発想・対応	すでに存在している障壁（バリア）を取り除く（後から改善する）	障壁（バリア）をはじめからつからないようにする（はじめから快適なものをつくる）
取り組み方	特定の人々が不自由なく利用できるようになれば、取り組みは終わり	現状より少しでも利用しやすいものを目指して、見直し・改善に絶えず取り組む

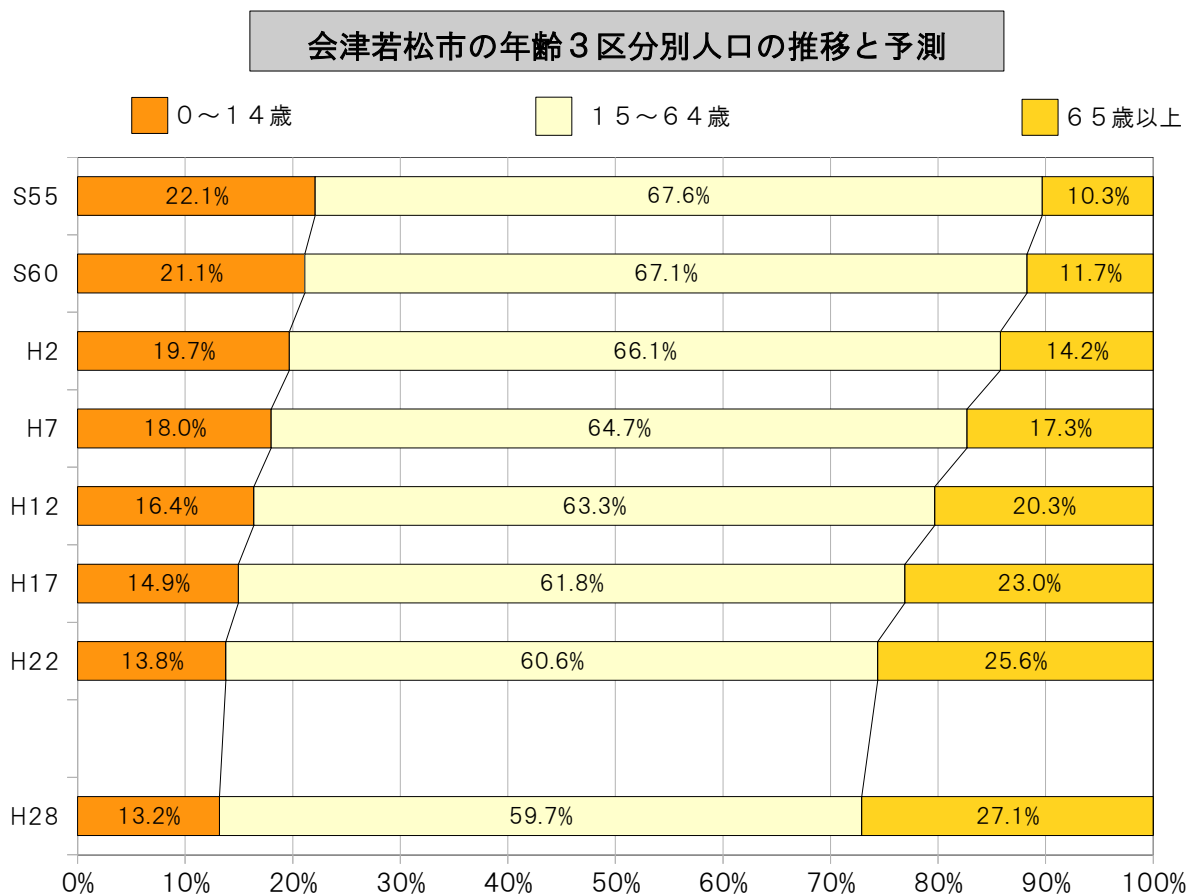
※ 取り組みは建物や設備などのハード整備だけでなく、情報やサービスなどのソフト施策や社会的な意識、制度なども含まれます。

2 計画策定の背景

高齢社会の進行

本市の高齢者人口比率は、25.6%（平成22年）となっており4人に1人が高齢者です。高齢化は今後も加速し、平成28年に27.1%と市民の3.7人に1人が高齢者になると予想されています。

加齢に伴う身体機能の低下によって、自力で思うように行動できない人が増えていく中で、日常生活に不便や不自由を感じる事のない社会づくりを求められています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

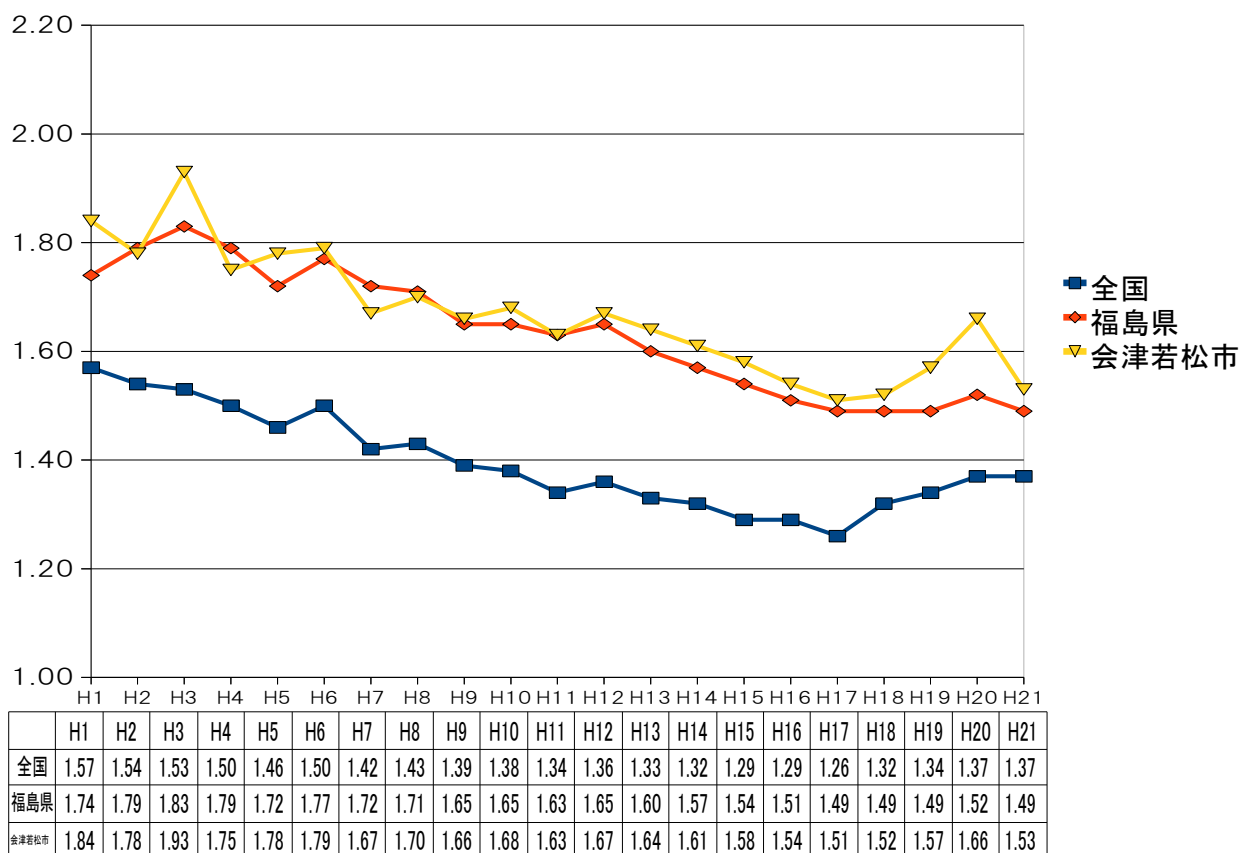
※なお、平成28年の数値は、第6次会津若松市長期総合計画における数値予測です。

少子化の進行

女性が一生の間に生む子どもの数を示す合計特殊出生率は、緩やかに減少しています。平成21年でみると国は、人口を維持するために必要とされる2.08を大幅に下回る1.37、本市では1.53となっています。

子どもが健やかに育ち、安心して子どもを生み育てることのできる社会を実現するために、妊産婦や子ども連れ、子どもなどにも配慮したまちづくりやものづくりの取り組みが求められています。

合計特殊出生率の推移



資料：「平成21年人口動態統計（確定数）の概況（福島県）」（県保健福祉部編）

注）合計特殊出生率とは、その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

なお、市の合計特殊出生率は独自集計したものです。

（母の年齢5歳階級の出生率を5倍しています）

障がい者の自立と社会参加

本市における身体障がい、知的障がい、精神障がいの障害者手帳を所持している人の総数は、平成18年4月から平成23年4月までの5年間で、9.9%増加しています。

障がいのある人が、障がいのない人と等しく、主体的に自らの生き方を自ら選択し、地域で暮らしながら社会のあらゆる活動に参加できるよう、必要な支援や合理的な配慮がなされる環境づくりが求められています。

国際化の進展

本市における外国人登録者数は、ほぼ横ばい状態ですが、国籍（出身地）で見ると、韓国及び北朝鮮、中国、フィリピン、アメリカなど多くの国々の方が住んでいます。また、本市は観光地であり、平成23年度に観光庁所管の「外国人観光客受入地方拠点」の選定を受けたことから、今後、外国人観光客受け入れに向けた整備・充実を図っていく予定です。

外国籍の市民や観光で来訪する人など、言語や文化、風習の違う人々にとっても、暮らしやすい環境づくりや快適に観光できる態勢づくりが求められています。

第2章 ユニバーサルデザインについての本市の考え方

1 基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化の進行、あるいは国際化の進展の中、高齢者、障がいのある人、外国人など、身体の状態や年齢、国籍などにかかわらず、すべての人の人格や個性が尊重され、自由に社会に参加し、安心して心豊かにいきいきと暮らすことのできる社会が求められています。

そのような社会に対応していくためには、既存の施設や設備などのバリアフリー化を進めていくとともに、さらに、人々の意識や社会制度も含め、障がいの有無や年齢などにかかわらず、はじめから、誰もが暮らしやすく活動しやすい、人権に配慮されたユニバーサル社会（共生社会）の実現を目指していかなければなりません。

このような誰もが暮らしやすいまちづくりを実現するため、本市では、平成19年度に「会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン」を策定しました。このプランに基づき、これまで市の施策や事務事業等にユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、ハード・ソフトの両面にわたり計画的に推進してきました。

これまでの5年間では、各分野にわたり一定の成果を上げてきたところですが、ユニバーサルデザインの取り組みは終わりのない取り組みです。すべての人が安心して暮らせる、活動しやすい社会を築き上げていくためには、継続的な取り組みが必要です。

このため、プランの計画期間（平成19年度～平成23年度）の最終年度を迎えるにあたり、これまでの取り組みを検証するとともに、社会情勢の変化や市民ニーズ等を踏まえながら、現行計画の見直しを行い、さらなる推進を図っていくものです。

(2) 基本目標

「すべての人にやさしく、暮らしやすいまち」の実現

第6次会津若松市長期総合計画『新生会津 未来創造』の重点的に取り組むべき政策の一つである、「安心して暮らせるやさしいまちづくり」を念頭におき、本計画の基本目標として、前計画に引き続き「すべての人にやさしく、暮らしやすいまち」の実現を掲げます。

(3) 基本目標の実現に向けた取り組みの視点

基本目標の実現に向けて、行政における様々な事業だけでなく、市民、事業者、市民団体等においても、各分野にわたり取り組みを進めていくこととし、次の視点をもって、取り組み、事業が進められるよう、施策の展開を図ります。

ア 市民へのユニバーサルデザインの考え方の理解促進

ユニバーサルデザインを全市的に進めていくためには、まずは考え方を理解していただかなければできません。

しかしながら、市民の認知度がまだ低い状況にあるところから、平成28年度までの目標値60%を目指し、ユニバーサルデザインの考え方や必要性の普及に努めていきます。

イ 「こころのユニバーサルデザイン」の推進

ユニバーサルデザインを推進していくためには、ハードの整備と併せて人的な対応や利用者に対する適切な情報提供など、ソフト施策の充実も大切です。

また、相手の立場に立った思いやりの気持ちや気づかいといった人へのやさしさは、すべての人が共に生き、真の豊かさを感じることのできる「共生社会」の実現のためにも重要であり、一人ひとりの思いや意識によってできることがあります。

こうしたことから、誰もが取り組むことのできる「こころのユニバーサルデザイン」の推進に重点を置きながら進めていきます。

(4) 計画の位置づけ

この計画は、「第6次会津若松市長期総合計画『新生会津 未来創造』を上位計画とし、「安心して暮らせるやさしいまちづくり」の具体化に向け、ユニバーサルデザインの推進に関する施策の基本方針と重点施策、及び具体的事業を示すものです。

また、県では、平成22年3月にこれまでの「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針」と「ふくしま型ユニバーサルデザイン実践行動計画」を統合した、「ふくしまユニバーサルデザイン推進計画」が策定されたところから、この計画の趣旨や内容に沿いながら取り組みを進めていきます。

なお、ユニバーサルデザインは、さまざまな分野に関連することから、市の各種個別計画等との整合性を図りつつ推進します。

(5) 市民との協働

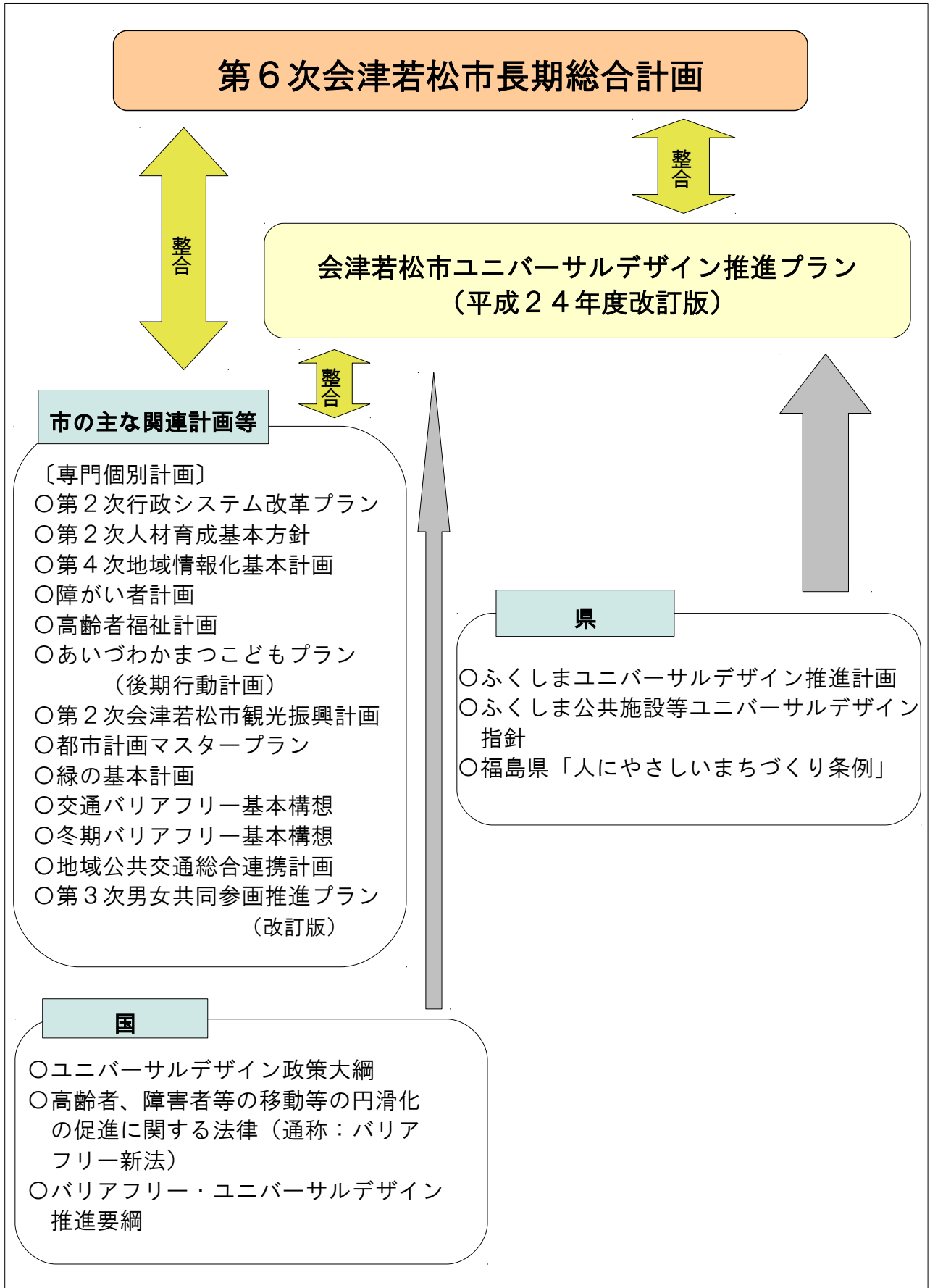
誰もが真の豊かさを感じ、快適で暮らしやすい社会をつくるためには、行政や一部の関係者のみの取り組みだけで実現できるものではありません。市民一人ひとりの課題であるにとらえ、社会全体で取り組みを進めていくことが重要です。そのため、市、市民、事業者、市民団体などそれぞれが共通の理解と認識のもと、連携・協働しながらユニバーサルデザインの推進に取り組んでいきます。

(6) 計画の期間

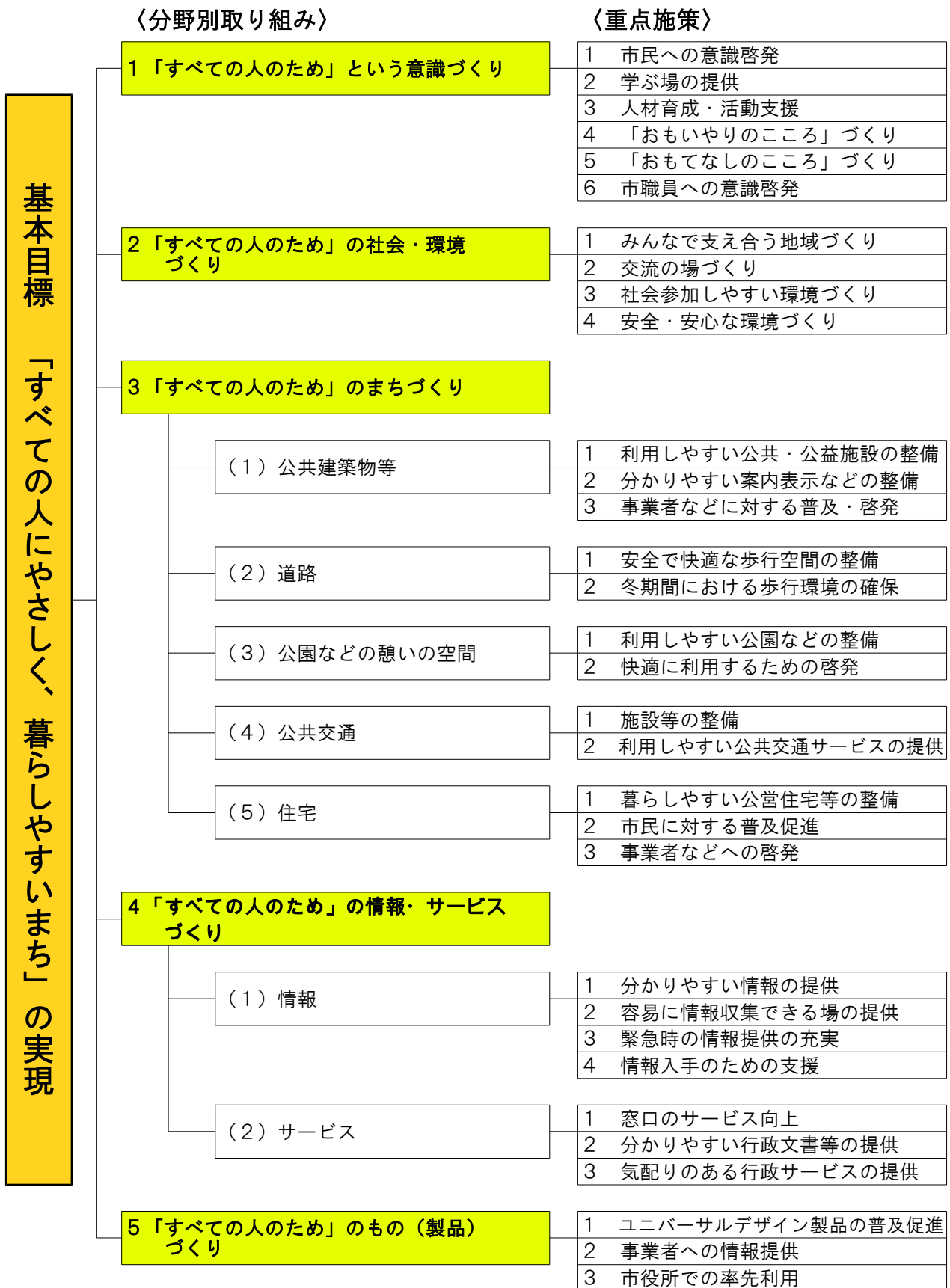
平成24年度から平成28年度までの5カ年計画とします。

ただし、国、県をはじめ社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の位置づけ



計画の体系



第3章 分野別取り組みの基本方針と重点施策

1 「すべての人のため」という意識づくり

ア 現状と課題

○県政世論調査（平成20年度）によると、会津地方のユニバーサルデザインの認知度は37.6%であり、市民の方へまだ十分に知られていない現状にあります。すべての人にとって快適で活動しやすいまちづくりを進めていくためには、多くの市民の方にユニバーサルデザインの考え方の必要性や重要性を理解していただくことが重要です。

○地域社会の中では、マナーの低下などによる心無い行動が時折見受けられます。また、障がいのある人や高齢者、外国人など相手への理解不足などから適切な対応ができず、お互いに気まずい思いになることもあります。すべての人が気持ちよく生活するためには、相手への思いやりやすべての人を尊重する心づくりが大切です。

イ 施策の基本方針

○行政、事業者、市民一人ひとりにユニバーサルデザインの考え方が浸透し、その考え方が当然のこととなり、日ごろの生活やそれぞれの活動を通じて、まちづくりやものづくり、社会の仕組みづくりなどに活かされていくよう、普及啓発に努めます。

○家庭や地域、学校などにおいて相手への思いやりの気持ちや、すべての人を尊重する心を育てる取り組みを進めます。

○さらに、本市は観光地であることから、訪れた人が「また来たい」「住んでみたい」と思えるような、温かいおもてなしの意識づくりを進めます。

ウ 重点施策

	施策名	取り組み内容
1	市民への意識啓発	市のホームページや広報紙、イベントへの出展など、様々な手段や機会を通して、ユニバーサルデザインの考え方や取り組み、具体例などを紹介し、市民への意識の浸透を図ります。
2	学ぶ場の提供	学校教育や社会教育などにおいて、ユニバーサルデザインを学ぶ機会をつくれます。

	施策名	取り組み内容
3	人材育成・活動支援	ユニバーサルデザインを広く普及させるため、地域や職場などにおける啓発活動の先導的役割を担う人材の育成に努めます。 また、ユニバーサルデザインに取り組む団体等の活動を支援します。
4	「おもいやりのこころ」づくり	多様な価値観・個性などを受け入れ、相手に対する理解や思いやりのある温かい心を育み、行動につなげられるよう、様々な取り組みを進めます。
5	「おもてなしのこころ」づくり	来訪者をもてなす心やきめ細かな気配りができるよう、観光に携わる関係者はもちろん、市民一人ひとりが「おもてなしのこころ」を実践するような意識づくりを進めます。
6	市職員への意識啓発	ユニバーサルデザインの理念を織り込んだ研修などを通し、職員の理解浸透、意識の向上を図り、市の施策や業務に活かしていきます。

2 「すべての人のため」の社会・環境づくり

ア 現状と課題

○社会情勢の変化や家庭構造の変化等から人と人とのつながりが希薄になりつつある中で、地域生活において不安を感じている人も少なくありません。

○一方、機会があれば社会活動などに参加したいと考えている人も多く、また、世代の異なる人や様々な個性や資質・経験を持つ人との交流などにより、仲間づくりや喜びを共有し、いきいきと心豊かな生活を送ることができる社会も求められています。

○先の東日本大震災や全国各地で起きた大雨による被害などにより、市民の災害に対する関心や不安が高まっています。そうした不安を取り除き、安心して暮らしていけるような体制づくりが求められています。

イ 施策の基本方針

○誰もが住み慣れた地域の中で、共に支え合い、お互いに人権や人格、個性などを尊重しながら、自分らしい生活を送ることができるよう、また社会人として社会の一翼を担うことができるよう、社会参加がしやすい環境づくりを進めます。

○誰もが普段の生活の中で、安全・安心な暮らしや活動ができるよう、体制づくりや環境づくりを進めます。

ウ 重点施策

	施策名	取り組み内容
1	みんなで支え合う地域づくり	地域の中で、お互いに思いやりや助け合いの心を持ちながら協力し合い、支え合う地域づくりを促進します。
2	交流の場づくり	地域やまちの中で、様々な人たちの交流の場や機会をつくり、心が通う温かい社会づくりに努めます。
3	社会参加しやすい環境づくり	誰もが、社会活動や様々な場に参加することができるよう機会づくり、環境づくりに努めます。
4	安全・安心な環境づくり	防災・防犯対策などを推進し、誰もが安全・安心な生活ができるよう環境づくり・体制づくりに努めます。

3 「すべての人のため」のまちづくり

(1) 公共建築物等

ア 現状と課題

○不特定多数の人が利用する公共・公益施設については、県の「人にやさしいまちづくり条例」や「ふくしま公共施設等のユニバーサルデザイン指針」などに基づき整備を進めているところです。これまで新築や改築の施設については、利用者からも評価を得ているところですが、既存の施設については、まだ利用者にとって不便なところもあることから、さらなる改善が求められています。

○すべての人にとって利用しやすい施設となるためには、ハード面の整備も必要ですが、運営方法の工夫や分かりやすい利用案内などソフト面での利用者への配慮や対応も重要です。

イ 施策の基本方針

○これまでの取り組みを継続し、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、すべての人が利用しやすい施設となるようハード・ソフトの両面から整備に努めます。

○また、民間施設などについても、利用しやすい施設となるようユニバーサルデザインの普及に努めます。

ウ 重点施策

	施策名	取り組み内容
1	利用しやすい公共・公益施設の整備	新築や既存に関わらず、すべての人が利用しやすい施設の整備に取り組みます。
2	分かりやすい案内表示などの整備	絵文字、カラー、音声、点字、外国語標記など、すべての人に分かりやすい案内表示の普及を図ります。
3	事業者などに対する普及・啓発	公共的施設の設置者や設計・施工業者などに対し、ユニバーサルデザインの普及・啓発を促進し、関連情報についても提供します。

(2) 道 路

ア 現状と課題

○歩道がなく歩行者にとって危険な箇所や、すれ違いができない狭い歩道、歩道と車道との段差など、車いすやベビーカーの使用者、視覚障がい者などにも利用しにくい箇所があります。

○また、会津は積雪量が多く、歩道への積雪や路面の凍結など、危険が多くあり、安全な冬の歩行環境の整備が求められています。

イ 施策の基本方針

○市内の道路については、平成15年に策定した「会津若松市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、都市計画道路の整備や「人にやさしいみちづくり歩道整備事業」等において、積極的にバリアフリーの整備を進めてきました。

今後も引き続き、すべての人が安心して歩行できるような整備を進め、安全に利用できる歩行空間の確保に努めます。

ウ 重点施策

	施策名	取り組み内容
1	安全で快適な歩行空間の整備	すべての人に利用しやすい都市計画道路の整備に努めます。 また、「人にやさしいみちづくり歩道整備事業」により、歩道段差の解消や十分な幅員の確保、ポケットパークや休憩施設の設置など、すべての人が安心して安全に通行できる道路整備を進めます。
2	冬期間における歩行環境の確保	「冬期バリアフリー基本構想」に基づき、冬期間でも安全に歩行できるよう、道路整備等を推進します。 また、除排雪の充実を図りながら、歩行者が安全に通行できるよう歩行空間の確保に努めます。

(3) 公園など憩いの空間

ア 現状と課題

○公園などの憩いの空間において、段差が改善・解消されていない、案内表示がわかりにくい、トイレが使いにくいなど、すべての人が安全・安心で快適に利用できるまでに至っていないところもあります。

○遊具などを含む設備が老朽化しているところもあり、ユニバーサルデザインを取り入れた改修が求められています。

○すべての人が快適に利用できるよう、利用マナーの向上に努める必要があります。

イ 施策の基本方針

○公園などについては、市民の身近なレクリエーションや地域交流の場の確保、また、防災上の観点などからも、ユニバーサルデザインに配慮した安全で、快適な憩いの空間の整備に取り組みます。

○併せて、市民による主体的な管理を行うための仕組みづくりを推進します。

ウ 重点施策

	施策名	取り組み内容
1	利用しやすい公園などの整備	車いすなどでも通行に支障のない入り口の確保や急な勾配、段差の解消を行うとともに、必要に応じて手すりや多目的トイレ、分かりやすい案内表示の設置など、様々な人が利用しやすいような公園づくりに努めます。
2	快適に利用するための啓発	すべての人が気持ちよく利用できるよう、トイレや遊具などの利用マナーの啓発に努めます。

(4) 公共交通

ア 現状と課題

○駅やバスターミナルなどでは、階段の通行を回避するためのエレベーターやスロープ、さらには、多目的トイレの設置などが進められていますが、まだ、整備されていないところもあり、その取り組みをさらに進める必要があります。

○バスの乗降口と路面との段差や道路の縁石など、乗り降りしにくい状況があります。また、バス停留所については、運行時間や路線のわかりやすい表示をするとともに、快適に利用できるよう屋根やベンチを設置するなどの整備が重要です。

○すべての人が利用しやすい公共交通機関とするためには、利用者に対する親切な対応や適切な情報提供など、「おもいやり」のある対応が必要です。

イ 施策の基本方針

○鉄道、バスなどの公共交通機関は、市民の足として、また、来訪者の移動手段など地域の活性化を図るという観点からも重要なものです。これからも、交通バリアフリー基本構想に基づき、駅を基点とした周辺道路や駅前広場などの重点的・一体的なバリアフリー化を目指します。

○乗り降りしやすい車両の導入促進をはじめ、公共交通の利便性の向上、さらには移動に制約のある人たちにも十分対応できるよう、「おもいやり」のある対応についても事業者働きかけていきます。

ウ 重点施策

	施策名	取り組み内容
1	施設等の整備	<ul style="list-style-type: none">・「会津若松市交通バリアフリー基本構想」に基づき、駅、その周辺道路や旅客施設などの改修整備を促進します。・高齢者や障がいのある人、妊娠や子どもなどすべての人が利用しやすいようなバス停留所の整備について関係機関とともに取り組みます。
2	利用しやすい公共交通サービスの提供	<ul style="list-style-type: none">・低床バスなどの乗り降りしやすい車両や高齢者のなどにやさしい福祉タクシーの導入を促進します。・地域の事情に配慮しながら、既存の交通資源の活用や新たな交通システムの導入に努めます。・路線バス運行情報について、より分かりやすい提供に努めます。

(5) 住 宅

ア 現状と課題

○公営住宅等については、県の「人にやさしいまちづくり条例」などに基づき、障がいのある人や高齢者などの多様なニーズに的確に対応し、安心して住み続けることができるよう、これまでも、ユニバーサルデザインに配慮した整備に努めてきました。

近年の核家族化や高齢化の進行等により、生活しやすい快適な居住環境がますます求められていることから、今後もユニバーサルデザインに配慮した公営住宅等の整備が必要です。

○ユニバーサルデザインを取れ入れた住宅の快適性や安全性などについての市民への理解は、まだ十分とは言えません。

○住宅建設関係者等にもユニバーサルデザインの考え方や必要性を浸透させ、設計等への反映を促進していく必要があります。

イ 施策の基本方針

○年齢や身体状況、家族構成の変化などに対応し、住む人が安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した、快適で安全な住宅の整備を推進します。

○住宅建設関係者や市民へ、ユニバーサルデザインを取り入れた住宅の普及促進に努めます。

ウ 重点施策

	施策名	取り組み内容
1	暮らしやすい公営住宅等の整備	ユニバーサルデザインに配慮し、すべての人が利用しやすい公営住宅等の整備に努めます。
2	市民に対する普及促進	高齢者や障がい者等をはじめとするすべての人に、安全で快適な住環境となるユニバーサルデザインの考え方が民間住宅へ取り入れられるよう、普及啓発に努めます。
3	事業者などへの啓発	住宅建設関係者などに対し、ユニバーサルデザインの考え方の啓発に努めます。

4 「すべての人のため」の情報・サービスづくり

(1) 情報

ア 現状と課題

○多くの情報が溢れる中で、利用者が求める情報を、確実に得られるようにする必要があります。そのためには、行政・観光といった様々な情報を集約できる場も必要です。

○すべての人が必要な情報を必要なときに入手できるようにするためには、文字、画像、音声などを用いた様々な情報を、多様な手段により分かりやすく提供することが必要です。

○災害・事故などの緊急を要する情報などについては、これまでも市のホームページでの情報提供やメール配信サービスなどを行ってきました。今後は災害などの緊急時に備え、要援護者をはじめすべての人に迅速・的確に情報の提供ができるよう、一層の充実を図っていく必要があります。

イ 施策の基本方針

○行政情報については、すべての人が必要な情報を容易に入手し利用できるよう、複数の手段により、分かりやすく提供していきます。

○災害や事故など緊急を要する情報についても、すべての人に迅速・的確に享受できるように努めます。

ウ 重点施策

	施策名	取り組み内容
1	分かりやすい情報の提供	<ul style="list-style-type: none">・誰もが必要な情報を入手できるように、市政だけでなく、テレビ、ラジオ、ホームページなど様々な手段による情報提供を推進します。・大きな文字、見やすい色使い、平易な語句の使用や外国語併記など、すべての人が読みやすく、分かりやすい情報を提供します。・すべての人がアクセスしやすく、分かりやすいホームページづくりに努めます。
2	容易に情報収集できる場の提供	まちなかで行政・観光といった様々な情報を集約できる「場」を提供し、市民や旅行者などが求めている情報を速やかに提供します。

	施策名	取り組み内容
3	緊急時の情報提供の充実	災害や事故などの緊急な情報をすべての人に伝えられるよう、多様な方法を用い、適切な情報提供の充実を図ります。
4	情報入手のための支援	誰もが、インターネットで提供される多種多様なサービスを容易に利用できるよう支援します。

(2) サービス

ア 現状と課題

○サービスの分野について、一定の改善は図られてきていますが、障がいのある人や外国人などに対して、理解・認識の不足や不慣れなことなどから、十分な対応ができていない場合があります。

○行政サービスの向上については、今後とも点検や改善を繰り返しながら、継続して取り組んでいく必要があります。

イ 施策の基本方針

○「すべての人が利用しやすいように配慮しながら、利用者が求めているサービスを提供する」という認識に立ち、気配りのあるきめ細かなサービスが行われるよう、事業者などへの意識啓発も含め取り組みを進めます。

○行政においては、手続きの簡素化、親切な対応など、利用者本位のサービスが提供できるよう、事務の改善とサービスの向上に努めます。

ウ 重点施策

	施策名	取り組み内容
1	窓口のサービス向上	・ 手続きの簡素化を進めると共に、きめ細かで迅速な対応を行うなど、利用者本位のサービスの提供に努めます。 ・ 各種書類について、分かりやすく、また記入しやすいように様式の標準化、簡素化を進めます。
2	分かりやすい行政文書等の提供	すべての人に分かりやすい表現や、文字の大きさなどに配慮した文書の作成に努めます。
3	気配りのある行政サービスの提供	すべての人が利用しやすいように配慮し、きめ細かな気配りのある行政サービスの向上に努めます。

5 「すべての人のため」のもの（製品）づくり

ア 現状と課題

○近年、ユニバーサルデザインに配慮された商品や機器等が見受けられるようになりましたが、配慮されているところを示している情報等が少なく、市民への認知度は十分とは言えません。

○誰もが使いやすく安全な製品は、利用者に快適で生活しやすい環境をもたらすものであり、今後はさらにユニバーサルデザインに配慮された製品等の普及が望まれるところです。

イ 施策の基本方針

○ユニバーサルデザインの考え方が取り入れられている製品を広く市民に紹介し、普及と活用を促進します。

○ものづくりにもユニバーサルデザインの考え方が活かされるよう、事業者への情報提供に努めます。

ウ 重点施策

	施策名	取り組み内容
1	ユニバーサルデザイン製品の普及促進	・市のホームページや様々な方法により、ユニバーサルデザイン製品についての情報を提供します。 ・ユニバーサルデザイン製品の積極的な利用の呼びかけなどを行い、普及促進を図ります。
2	事業者への情報提供	・国、県、事業者などから、ユニバーサルデザイン製品などに関する情報を収集し、事業者へ提供します。 ・利用者の要望を反映したものづくりが促進されるよう、市民からアイデアや提案等を募集し、事業者へ情報提供します。
3	市役所での率先利用	市自ら率先してユニバーサルデザイン製品の使用に努め、誰もが使いやすい製品の利用促進を図ります。

第4章 分野別具体的事業

第3章「分野別取り組みの基本方針と重点施策」を踏まえ、現時点で考えられる分野別具体的事業を示します。

なお、この取り組みは、毎年事業の進捗状況と併せて、次年度の具体的事業の報告により見直しを行います。

1 「すべての人のため」という意識づくり

重点施策名	事業名	事業内容	担当課
1. 市民への意識啓発	ホームページを活用したユニバーサルデザインに関する情報提供	ユニバーサルデザインに対する意識啓発を行うため、ユニバーサルデザインの市の考え方や具体例、ユニバーサルデザイン製品の紹介や市の取り組みなどを市のホームページを活用し情報提供します。	企画調整課 情報政策課
	広報紙等による広報・啓発	広報紙やパンフレット等での広報や啓発活動に取り組みます。	企画調整課
	イベント出展などによる啓発活動の推進	各種イベント等においてユニバーサルデザインに関する啓発コーナーの出展等を行います。	企画調整課
2. 学ぶ場の提供	ユニバーサルデザインに関する出前講座の開催	出前講座や研修会、講演会などを実施し、市民へのユニバーサルデザインの考え方の理解と浸透に努めます。	企画調整課
	学校におけるユニバーサルデザイン教育の推進	小・中学校における総合的な学習の時間等において、福祉・ボランティアについての学習や福祉施設訪問、職場体験等を通して、ユニバーサルデザインの基礎学習や体験学習を通し、社会生活における体の不自由な人や高齢者等への理解促進に努めます。	学校教育課
3. 人材育成・活動支援	人材育成	地域や家庭、職場などで先導的に普及を図り推進する人材を育成するため、講座や研修会を開催します。	企画調整課
	活動支援	ユニバーサルデザインを推進するNPOや市民活動団体等の活動を支援します。	企画調整課
4. 「おもいやりのこころ」づくり	男女共同参画推進に関する出前講座等の開催	性別による固定的役割分担意識をなくし、一人ひとりが個性や能力を十分発揮できる、男女共同参画社会実現のための出前講座を実施します。	企画調整課
	障がい者理解に関する講習会等の開催	障がいのある人に対する理解や認識を深めるための講演会や手話講習・点字講習会等を開催します。	社会福祉課
	高齢者理解に関する講座等の開催	高齢者に対する理解や認識を深めるための、講演会や講座、予防教室等を開催します。	高齢福祉課
	子ども人生講座の実施	子どもたちが、一人ひとりの多様性を理解し認め合い、協力しながら共に生きることの大切さを学ぶため、小学校高学年を対象に出前講座として「子ども人生講座」を実施します。	企画調整課 学校教育課
	性教育の充実	学校教育における性教育の指針「会津若松市の性教育の手引き」に基づき、各小中学校において、人間尊重・男女平等の精神に基づく正しい異性観、豊かな男女の人間関係を築くため、発達段階に応じた性教育学習を実施します。また、実践事例集を市のホームページに掲載し、幅広い有効活用を通じた性教育の充実を図ります。	学校教育課

重点施策名	事業名	事業内容	担当課
	青少年の心を育てる市民行動プラン事業	青少年の健全育成の柱となる、市民共通の行動指針である「青少年の心を育てる市民行動プラン あいづっこ宣言」の推進を図り、「おもいやりのこころ」の大切さについて啓発を行います。	あいづっこ育成推進室
	市民憲章推進委員会事業	誰もが住み良いまちづくりを目指す、市民憲章の理念実現のための活動や啓発運動を実施します。	環境生活課
5. 「おもてなしのこころ」づくり	まちなか観光ボランティアガイド事業	観光施設やまちなか等においてガイドを行い、観光客の利便性の向上を図ります。	観光課
	市民総ガイド運動事業	「六つのどうぞ」運動の啓発をはじめとして、市民一人ひとりが観光客を温かく迎えるおもてなし意識の醸成を図ります。	観光課
6. 市職員への意識向上	研修会等の実施	随時情報提供を行うとともに、ユニバーサルデザインの理念を織り込んだ研修を開催し、ユニバーサルデザインに対する意識向上を図ります。	人事課 企画調整課
	行政評価を通じた取り組み	行政評価において、各事務事業におけるユニバーサルデザインの取り組みを評価する項目を設け、職員の意識啓発を図ります。	企画調整課

2 「すべての人のため」の社会・環境づくり

重点施策名	事業名	事業内容	担当課
1. みんなで支え合う地域づくり	ボランティア活動等による地域づくり	ボランティア活動等への参加意識の醸成や参加機会の拡大・充実に努め、地域の中で互いに支え合う地域づくりを促進します。	関係各課
2. 交流の場づくり	余暇活動支援事業	余暇活動を通して、障がいのある人をはじめ、誰でも参加できる交流の場を設け、語らいやイベント・講座の開催、自主活動の支援等を行います。	社会福祉課
	地域ふれあい事業	身近な集会所等において、高齢者等を対象とした、地域住民の自主運営による地域交流活動を支援します。	高齢福祉課
	まちづくり交流の場づくり事業	中心市街地の空き店舗を活用し、子育て世代や高齢者、来街者等が交流できる「コミュニティの場（居場所）」とし、多世代が交流できる事業を実施する団体を支援します。	商工課
	国際交流推進事業	国際理解や在住外国人が生活しやすい環境づくりを推進するため、民間の国際交流活動を支援します。	企画調整課
3. 社会参加しやすい環境づくり	就労機会の確保	関係機関・団体はもとより民間企業も含め、地域が一体となって雇用環境の改善に努めます。	商工課
	ワークライフバランスの推進	仕事と家庭生活を両立できる制度等の普及・啓発により、男女が家庭や地域活動にともに参画できる環境づくりを推進します。	企画調整課
	イベント等における手話通訳・託児等の設置	講習会やイベント等の際に、聴覚障がい者や子どもがいる人も参加しやすいよう手話通訳や託児等のサービスに努めます。	関係各課
	スポーツ・レクリエーションの振興	市民が主体的に「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツレクリエーション活動に取り組むことができる環境づくりを推進します。	スポーツ振興室
	参加しやすい会場づくり	イベント等において、障がい者用駐車場、トイレ・スロープ・また授乳やオムツ交換等のスペースの設置など、すべての人が快適に過ごせるような会場設営に努めます。	関係各課
	投票しやすい環境づくり	投票所へのスロープ・車椅子の設置など、より良い投票環境の整備に努めます。	選挙管理委員会事務局

重点施策名	事業名	事業内容	担当課
4. 安全・安心な環境づくり	防災体制の整備	高齢者や障がい者をはじめ、誰もが災害に対して適切な行動がとれるよう迅速な防災体制の整備に努めます。	防災安全課
	災害時要援護者避難支援	災害時要援護者に関する情報を収集し、安全に避難できる体制をつくり、災害時の支援体制の整備を行います。	防災安全課 関係各課
	交通安全思想の高揚	交通安全教室への交通教育専門員派遣や交通関係団体と連携し、交通安全啓発活動を行い、交通事故防止を図ります。	防災安全課
	駅前自転車置き場の管理	市営駐輪場の自転車整理、放置自転車撤去により環境を整え、駐輪マナーの向上や乗り捨ての防止について意識啓発を図ります。	防災安全課
	防犯意識の普及高揚	各行政機関や関係団体、地域住民と連携し、防犯意識の普及高揚を図り、安全なまちづくりを促進します。	防災安全課

3 「すべての人のため」のまちづくり

(1) 公共建築物等

重点施策名	事業名	事業内容	担当課
1. 利用しやすい公共・公益施設の整備	新築や改築の際の整備	すべての人が市の施設を利用しやすいよう、新築や改築の際はユニバーサルデザインに配慮し整備します。	関係各課
	鶴城小学校改築事業	鶴城小学校の改築について、ユニバーサルデザインに配慮し整備します。	教育総務課
	北会津中学校改築事業	北会津中学校の改築について、ユニバーサルデザインに配慮し整備します。 ・グラウンド・外構整備 ・プール新設工事	教育総務課 学校教育課
	既存の施設等の整備	既存の公共施設等について、すべての人が気持ちよく利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した整備に努めます。	関係各課
	学校施設耐震化事業	「会津若松市耐震化推進基本方針」に基づき、改築による耐震化に加え、耐震補強により耐震化を推進し、安全・安心な教育環境の整備を行います。	教育総務課
	自動体外式除細動器（AED）設置の促進	すべての人が安心して市の施設を利用できるよう、自動体外式除細動器（AED）の設置を促進します。	健康増進課 関係各課
	指定管理者への働きかけ	指定管理者に働きかけ、利用者の意見や要望等を把握しながら、ユニバーサルデザインに配慮した施設の修繕や利用サービスの向上に努めます。	関係各課
	県おもいやり駐車場利用制度の利用促進	市政だよりや市のホームページ等において制度の広報を行い、市民への周知と利用促進を図ります。	社会福祉課
2. わかりやすい案内表示などの整備	新築、改築の際の整備	市の施設の新築、改築にあたっては、すべての人に分かりやすい案内表示に努めます。	関係各課
	既存の施設等の整備	市の既存施設においては、現状の案内表示を点検し、すべての人に分かりやすい案内表示に努めます。	関係各課
	まちなか観光の推進	民間の公益施設等においても、すべての人に分かりやすい案内表示の整備促進を図ります。	観光課
3. 事業者などに対する普及・啓発	事業者に対する普及・啓発	新築、改築にかかわらず、公共的施設を整備する際は、設計・施工業者などに対して、ユニバーサルデザインの考え方の普及・促進を図ります。 また、施設の維持管理にかかる修繕業者などにも普及・促進を図ります。	関係各課
	利用実態等の情報提供	施工業者等へ他の施設の整備に際し経験が活かせるよう、利用実態等の情報を伝えていきます。	関係各課

(2) 道 路

重点施策名	事業名	事業内容	担当課
1. 安全で快適な歩行空間の整備	都市計画道路の整備	すべての人が利用しやすいよう、段差の少ない安全で歩きやすい道路の整備に努めます。 ・藤室鍛冶屋敷線の整備 ・会津若松駅中町線の整備	道路建設課
	人にやさしいみちづくり歩道整備事業	交通バリアフリー基本構想やあんしん歩行エリア等で定めた市内の道路について、高齢者や障がい者、観光客を含めすべての人が、安全で安心かつ快適に歩行できるよう、人にやさしい歩道整備を推進します。 ・市道幹Ⅰ-11号線 ・市道幹Ⅰ-12号線 ・市道幹Ⅱ-9号線 ・市道幹Ⅱ-11号線 ・市道一箕3-47号線 ・市道若3-358号線	道路建設課
2. 冬期間における歩行環境の確保	冬期間の歩行環境の整備	冬期バリアフリー基本構想に基づき冬期間でも安全に歩行できるように特定経路に融雪施設などを整備します。	道路建設課
	地域における除雪体制の支援	高齢者世帯などの除雪後の雪処理や歩道の除雪について、地域の中で対応できるような仕組みづくりや地域における除雪体制への支援などの制度の確立について検討をします。	道路維持課
	雪害対策事業	冬期間の道路を安全・安心に使用できるよう除排雪体制を整え、歩道を含めた道路空間の確保に努めます。	道路維持課

(3) 公園など憩いの空間

重点施策名	事業名	事業内容	担当課
1. 利用しやすい公園などの整備	会津総合運動公園整備事業	会津総合運動公園は、会津地方のスポーツ・レクリエーションの中心的施設であり、すべての人が利用しやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。 ・陸上競技場整備工事	花と緑の課
	既存の広場や公園等の整備	既存の広場や公園などについて、すべての人が気持ちよく利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した整備や維持管理・運営に努めます。	花と緑の課 商工課 農林課 児童家庭課
	公園施設長寿命化事業	都市公園の既存施設について、進行する老朽化に対する安全強化のため、公園施設長寿命化計画を策定し、計画的な改修更新による利用者の安全安心の確保と公園施設のライフサイクルコストの最小化を目指します。	花と緑の課
2. 快適に利用するための啓発	利用マナーの啓発	すべての人が気持ちよく、公園や広場などを利用できるよう、利用マナーの啓発に努めます。	関係各課

(4) 公共交通

重点施策名	事業名	事業内容	担当課
1. 施設等の整備	関係機関への働きかけ	高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が利用しやすい施設等の整備が進むよう、関係機関へ働きかけます。	関係各課
2. 利用しやすい公共交通サービスの提供	県やさしいまちづくり推進資金制度の周知	低床バスなどの乗り降りしやすい車両や高齢者などにやさしい福祉タクシーの導入を促進するため、市政だよりや市のホームページ等において市民への周知を図ります。	社会福祉課
	生活交通路線対策事業	地域住民の移動手段の確保を図るため、関係機関と連携し、地域の事情に配慮した生活路線バスの運行の維持に努めます。	環境生活課
	河東地域コミュニティバス運行事業	ノンステップ仕様や車いすスペースの確保、ピクトグラム（絵文字）を多用するなどユニバーサルデザインの考え方を取り入れた河東地域コミュニティバス（みなづる号）を運行し、市民の日常生活の利便性の向上を図ります。	河東支所まちづくり推進課
	地域公共交通活性化推進事業	会津若松市地域公共交通総合連携計画に基づき、市域内における公共交通空白（不便）地域を解消するとともに既存交通資源の運行の効率化等を通して、市民の移動利便性の向上を図ります。	地域づくり課
	スクールバスへの地域の高齢者等の混乗	中山間地域において自動車等を運転できない高齢者等の移動の足を確保するため、スクールバスの余裕座席への混乗により利便性の向上を図ります。	地域づくり課 高齢福祉課 教育総務課

(5) 住宅

重点施策名	事業名	事業内容	担当課
1. 暮らしやすい公営住宅等の整備	公営住宅等維持管理事業	既存住宅において、階段手すりの設置やトイレの改修、団地内通路の整備等、住環境の向上を図ります。	建築課
	城前団地建替事業	城前の公営住宅の建替にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮しながら住環境の改善を図ります。	
	利用者の状況に応じた対応	身体的に階段使用が困難な方の低層階への住み替えの斡旋など、利用者の状況に応じ柔軟な対応により利便性の向上に努めます。	
2. 市民に対する普及促進	介護保険住宅改修費支給	要介護認定者が自宅で生活するために必要な床面のバリアフリー化や手すりの取り付けなど住宅改修に係る費用に対して保険給付を行います。	高齢福祉課
	高齢者自立支援住宅改修助成事業	高齢者が安全に生活できるよう、手すりの取り付けや段差の解消等にかかる工事費の一部を助成します。	都市計画課
	住宅増・改築相談会の開催	会津建築総合協同組合の協力を得ながら、増改築に関する相談所を開設し、ユニバーサルデザイン住宅などについての普及・啓発に努めます。	
3. 事業者などへの啓発	事業者などへの啓発	窓口にパンフレット等を設置し、ユニバーサルデザインの啓発に努めます。	都市計画課

4 「すべての人のため」の情報・サービスづくり

(1) 情報

重点施策名	事業名	事業内容	担当課
1. 分かりやすい情報の提供	分かりやすい情報提供	大きな文字、見やすい色使いやレイアウト、平易な語句の使用や外国語併記等、すべての人に読みやすく、分かりやすい情報の提供に努めます。	全 課
	様々な方法を用いた情報の提供	視覚や聴覚に障がいのある人や外国人など、誰が必要な情報を入手できるよう、市の広報をはじめとする市政情報において、様々な手段による情報提供に努めます。 ・ 市政だより ・ 声の市政だより、声の広報議会 ・ 点字の市政だより ・ 英字市政だより ・ テレビやラジオの広報番組 ・ メールマガジンの配信 ・ ホームページ ・ ツイッター ほか	秘書広聴課 情報政策課 関係各課
	インターネット活用推進事業	会津若松市ウェブサイト作成基準に基づき、誰にでも分かりやすく、利用しやすいホームページの作成に努めます。 ・ ホームページにおけるアクセシビリティの遵守 ・ 音声情報の配信 ・ 地図を利用した各種位置情報サービスの提供 ・ 行事予定表「イクベ」の公開 ・ 最新情報のRSSによる情報配信 ・ 「You Tube」を利用した動画での情報発信	情報政策課
2. 容易に情報収集できる場の提供	まちなかでの情報提供の場	生涯学習総合センターにおいて、様々な情報を集約できる場の提供に努めます。	生涯学習総合センター
	公共インターネット環境整備	自宅でインターネットが利用できない方などに、インターネット上での情報収集やサービスの利用が誰でもできるよう、公民館等の市の施設に、公共インターネット端末、公共フリースポットを設置します。	情報政策課
	観光案内所の充実	飯盛山観光案内所について、誰にでも分かりやすく、利用しやすい運営となるよう働きかけます。	観光課
	国際観光推進事業	外国人向け観光DVD・パンフレットの作成やホームページの運営、「V案内所」等による外国人観光客の受け入れなど、多言語による最新の観光情報の提供や発信、受け入れ体勢の整備等に努めます。	観光課
3. 緊急時の情報提供の充実	防災情報の充実	ホームページやメール配信サービスなど、様々な発信手段により、正確かつ迅速な防災情報の提供に努めます。 ・ コミュニティ放送の活用 ・ 携帯電話災害メールの活用 ・ 市のホームページの活用 ・ 消防団無線の活用 ・ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用 など	防災安全課
	避難支援プランによる個別計画の作成	災害時における要援護者（高齢者・障がい者・傷病者等）個別ごとの情報提供の手段体制を確立していきます。	防災安全課 関係各課
	インターネット活用推進事業	震災情報や火災発生時の情報や子どもの安全情報などをメール配信サービスや市ホームページ、ツイッターなどを利用し、効果的な情報提供に努めます。	情報政策課

重点施策名	事業名	事業内容	担当課
	「救ール」メールの配信サービスの充実	子どもたちが安心して安全な生活が維持できるよう、声かけや連れ去りなど、子どもたちに危害がおよぶ恐れのある事案が発生した際に、メール配信サービスによる注意の喚起に努めます。	学校教育課
4. 情報入手のための支援	市民ICTスキルアップセミナーの開催	インターネットや市ホームページの利活用方法、ソフトウェアの操作方法等を学ぶ講習会など高齢者向けに開催し、すべての市民が等しくICTを活用できる社会づくりに向け、デジタル・ディバイド（情報格差）の解消を目指します。	情報政策課

(2) サービス

重点施策名	事業名	事業内容	担当課
1. 窓口のサービス向上	手続きの簡素化・様式の標準化	手続きの簡素化を進め、きめ細かで迅速な対応など、利用者本位のサービスの向上に努めます。また、各種書類について、分かりやすく記入しやすいように様式の標準化、簡素化に努めます。	全 課
	親切丁寧な対応	窓口等でのサービス、接遇について、職員の対応能力の向上を図り、分かりやすく、親切丁寧なサービスを提供します。	全 課
	利用しやすいフロア環境の整備	来庁者が快適に安心して手続きを行えるよう、フロアやカウンターなどの窓口環境の工夫と改善に努めます。	全 課
	英語通訳担当の配置	国際交流担当を企画調整課に配置し、庁内各課窓口での通訳（英語）や配布資料の翻訳（英訳）など、外国人が安心して行政サービスを受けることができるよう努めます。	企画調整課
	繁忙期における窓口の休日開庁	住民の異動が多い時期における窓口の混雑の解消を図るため、繁忙期における窓口の休日開庁に努めます。	市民課
2. 分かりやすい行政文書等の提供	分かりやすい行政文書等の作成、見直し	すべての人に分かりやすい、文字の大きさや色使いなどに配慮した文書、パンフレットなどの作成、見直しに努めます。	全 課
	福祉マップの提供	市内まちなかの施設や公共交通機関の情報、災害時の避難所等の位置など、様々な利用者が利用しやすいよう配慮して作成した「福祉マップ」を、ホームページに掲載するとともに、必要な箇所へ配布するなど情報提供を図ります。	社会福祉課
3. 気配りのある行政サービスの提供	気配りのある行政サービス提供	各職場において点検・検討を行い、すべての人が利用しやすいように配慮し、きめ細かな気配りに心がけるように努めます。	全 課
	利用者の状況に応じた図書館サービス	より多くの方の図書館利用を図るため、高齢者や障がい者、文字が読みにくい方などを対象とした、大活字本の購入、対面朗読のサービスの提供、録音図書製作などに取り組みます。	生涯学習総合センター

5 「すべての人のため」のもの（製品）づくり

重点施策名	事業名	事業内容	担当課
1. ユニバーサルデザイン製品の普及促進	地場産業振興事業	民間事業所が開発したユニバーサルデザイン商品などの情報について、事業所、消費者に広く周知・PRしながらユニバーサルデザイン製品の普及促進を図ります。 また、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたデザインの提案や商品開発を呼びかけます。 さらに、県ユニバーサルデザイン認定商品など、ユニバーサルデザイン製品の情報収集と発信に努めます。	商工課
	製品の情報提供	市のホームページやイベント等を活用し、様々なユニバーサルデザイン製品について情報提供を行い、市民への意識の浸透・普及を図ります。	企画調整課
2. 事業者への情報提供	アイデア募集	市のホームページに提言投稿コーナーを設置し、ユニバーサルデザイン製品等のアイデアを募集するとともに、事業者等への情報提供を行います。	企画調整課
3. 市役所での率先利用	庁内における利用促進	事務に使用する文具や庁用器具等において、ユニバーサルデザイン製品の購入、活用に努めます。	企画調整課 契約検査課 関係各課

第5章 計画の推進

1 推進体制

市の取り組み

ユニバーサルデザインの推進にあたっては、全職員がユニバーサルデザインの意識を持ち、全庁一丸となって取り組んでいくものとし、市民への対応や各施策事業にユニバーサルデザインの考え方を取り入れていきます。

また、各部局が連携、協力しながら、計画的・体系的に取り組みを進めていく必要があることから、ユニバーサルデザインの推進に係る具体的な事項について調整・検討を行う組織として、「会津若松市ユニバーサルデザイン推進チーム」を設置し、推進体制の強化を図っていきます。

また、行政だけでなく、市民や様々な団体、事業者など地域全体での取り組みも大切であるところから、それぞれの立場と連携・協働しながらより効果的に推進していきます。

市民への期待

市民の皆さんには、まず、身近でできるところから、主体的に始めることを期待します。そのためには、積極的に講座などに参加し、ユニバーサルデザインに対する理解を深めていただくことが第一歩です。

また、困っている人に手を差し伸べることや、高齢者や障がい者はもとより、他の人々への思いやりのある行動を期待します。

さらには、ユニバーサルデザインを推進するNPOやボランティアへの参加など、市民一人ひとりが、自分の問題として推進のための活動を行い、活動の輪が広がることを期待します。

NPO・市民団体等への期待

NPOなどの市民団体等には、ユニバーサルデザインの考え方の普及や、活動のネットワーク化、行政や事業者に対する具体的な提案などの活動を期待します。

事業者への期待

事業者には、利用者にとって安全で利用しやすい「ものづくり」や「おもてなしのこころ」によるサービスの提供などを期待します。併せて、従業員にとって

働きやすい職場環境の整備や、職場におけるユニバーサルデザインを推進する人材の育成等を期待します。

県等との連携

本計画の推進のため、福島県等の施策及び事業との連携を図りながら、効果的な施策の推進を図ります。

2 計画の進行管理

本計画に基づき、着実にユニバーサルデザインの推進を図るため、分野ごとの「具体的事業」について、毎年、実施状況の把握に努め、進行管理を行います。また、社会経済情勢等の変化やユニバーサルデザインをめぐる環境の変化を的確につかみ、必要に応じて計画の見直しを行います。

附属資料

計画の策定経過

年月日	経 過	内 容
H23. 6月27日	会津若松市ユニバーサルデザイン推進チーム及び職員研修会	講演「ユニバーサルデザインとは」 講師 会津大学短期大学部 柴崎 恭秀 准教授
	第1回会津若松市ユニバーサルデザイン推進チーム会議	ユニバーサルデザイン推進プラン（平成24年度改訂版）の策定概要について
8月中	市政モニターへのユニバーサルデザインアンケート調査	
8月5日	第1回ワークショップ	会津若松市ユニバーサルデザイン推進チームとふくしまユニバーサルデザイン推進パートナーとの合同ワークショップ開催 （内容） ・会津若松市ユニバーサルデザイン推進プランについて ・我が家のユニバーサルデザイン持ち寄りゲーム ・会津若松市の悪いところ、改善したいところをデジカメで撮ってみんなで紹介し合おう。
8月29日	第2回ワークショップ	（内容） ・自分で見つけた「会津若松市の改善点」をデジカメで撮って発表し合おう。 ・みんなで講評会
9月28日	ユニバーサルデザインシンポジウム （第3回ワークショップを兼ねる）	（テーマ） 「みんなで考えよう、心のユニバーサルデザイン」 ・講演「こころのユニバーサルデザイン」 ・これまでのワークショップ及び市政モニターアンケート調査結果報告 ・パネルディスカッション 市内活動団体等の取り組み発表 意見交換
10月25日	第4回ワークショップ	・これまでの振り返り ・市民啓発用パンフレット版構想案の提示 ・意見発表 ①会津若松市はどのようなことに取り組むのか。 ②どのようなソフトウェアが考えられるのか。 ③市民へのメッセージは。 ・まとめ
11月17日	企画副参事会議	ユニバーサルデザイン推進プラン（平成24年度改訂版）素案について
11月22日	庁 議	ユニバーサルデザイン推進プラン（平成24年度改訂版）素案について
12/20～ H24.1/19	パブリック・コメントの実施	ユニバーサルデザイン推進プラン（平成24年度改訂版）素案について
2月20日	計画決定	ユニバーサルデザイン推進プラン（平成24年度改訂版）成案について

ユニバーサルデザインの推進に向けての市民の意見

ユニバーサルデザインの推進に向けてどのようなまちづくりが必要か、市政モニターの皆さんへのアンケート調査やワークショップを開催し、市民の皆さん等からご意見をいただきましたので、その内容についてご報告いたします。

(1) 市政モニターの皆さんへのアンケート調査を実施しました。

- 実施月 平成23年8月
- 回答者 市民 23名

〈分野別の主なご意見〉

(意識づくりについて)

- ・ユニバーサルデザインについて知っている人が少ない。もっと情報提供を行ってほしい。
- ・気配りや思いやりなどの心の教育が必要だと思う。
- ・自分に厳しく、人にやさしいまちになってほしい。
- ・「温かみ」「優しさ」「親切」を感じていただけるような雰囲気や前向きな姿勢を前面に出し、本市を訪れた方が、「また来たい」「住んでみたい」と思えるようなまちづくりをしてほしい。
- ・観光に出かけると、場所が分かりやすかったり、ホットする場所があると良いまちだなと思う。市民が一丸となって一つずつ改善していけば、また会津若松市に行ってみようとなるはずである。「おもてなしの心」とは、こんなところからしみでてくるものではないかと思う。

(社会・環境づくりについて)

- ・高齢者が自由に語れる場所や機会を確保してほしい。
- ・お互いに助け合いの精神で活動できるまちになってほしい。
- ・誰かに気軽に相談できるまちになってほしい。
- ・今回の東日本大震災を教訓に市民と一体となった防災体制の再検討が必要ではないかと思う。

(まちづくりについて)

- ・ 健常者から見た視点ではなく、弱者の視点で設計、施工をしてほしい。
- ・ 公共施設の各種届出窓口の案内表示を分かりやすくしてほしい。
- ・ 庁舎が分かりにくい。
- ・ 観光地なので、もっとトイレの表示や観光施設の案内表示などを分かりやすくしてほしい。
- ・ ハード整備は多額のお金がかかるので、市民にとって必要な事業の優先度を決め、コストアップとのバランスを考慮しながら実施してほしい。
- ・ 障がい者や高齢者、子どもだけでなく、自転車や歩行者にもやさしいまちづくりをしてほしい。
- ・ 市民はもちろん、観光客や海外の人が安心して歩けるまちにしてほしい。
- ・ 歩道のフラット化を急いで整備してほしい。
- ・ ベビーカーの子ども連れの人にとっても歩きやすいまちにしてほしい。
- ・ 学校の付近はもっと広い歩道が必要かと思う。
- ・ 通りに休憩できる椅子があるとよい。
- ・ 冬でも安全に車の運転ができるようにしてほしい。
- ・ 子どもと楽しく遊べるようなところがほしい。

(情報・サービスについて)

- ・ 行政情報をいつでも分かりやすく知ることができるとよいと思う。
- ・ 防災情報について他の連絡方法も検討してほしい。
- ・ 市役所職員の市民に対する接遇（マナー）の改善をしてほしい。
- ・ 障がいのある人に点字や音声のサービスをしてほしい。

(その他)

- ・ 若者や高齢者、障がい者が暮らしやすいまちにしてほしい。
- ・ もっときれいなまちづくりを推進してほしい。
- ・ 観光地でもあるので、障がい者の方でも安心して来ていただけるようなまちにしてほしい。

(2) ワークショップ及びシンポジウムを開催しました。

- 参加者
- ・会津若松市ユニバーサルデザイン推進チーム 25名
 - ・ふくしまユニバーサルデザイン推進パートナー 4名

- コーディネーター
- 会津大学短期大学部
産業情報学科 デザイン情報コース
准教授 柴崎 恭秀 氏

- 協力
- 会津大学短期大学部
産業情報学科 デザイン情報コース
インテリア柴崎ゼミ 榎本 瞳 さん

〈開催概要〉

回	開催月日	開催内容	内容詳細
第1回	8月5日	ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・会津若松市ユニバーサルデザイン推進プランについて概要説明 ・参加者自己紹介、我が家のユニバーサルデザイン持ち寄りゲーム ・会津若松市の悪いところ、改善したいところをデジカメでとってみんなで紹介し合おう！
第2回	8月29日	ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で見つけた「会津若松市の改善点」をデジカメで撮って発表し合おう！ ・みんなで講評会
第3回	9月28日	シンポジウム	<p>(テーマ) 「みんなで考えよう！心のユニバーサルデザイン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演「こころのユニバーサルデザイン」 ・これまでのワークショップ・市民アンケート調査の報告 ・パネルディスカッション
第4回	10月25日	ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの振り返り ・市民啓発用パンフレット版の構想案提示 ・意見発表 <ul style="list-style-type: none"> ①会津若松市はどのようなことに取り組むのか。 ②どのようなソフトウェアが考えられるのか。 ③市民へのメッセージは。 ・まとめ

【ワークショップ及びシンポジウムで出された主な意見】

テーマ1：まちのなかで改善したいところを探してみよう。

〈主な意見〉

（建物について）

- ・ 集会施設や民間施設等で入り口の段差が高いところがある。
- ・ 会津若松駅前の地下道の階段が急で危ない。
- ・ 車いすの方が移動しにくい駅がある。

（道路について）

- ・ 歩道の点字ブロックなどが壊れていたり、連続性がないところがある。
- ・ 自転車の歩道乗り入れで危ないときがある。
- ・ 道路や歩道の整備が必要である。
- ・ 街路灯が少なく暗いところがある。
- ・ 歩道のグレーチングの網目で、幅の広い箇所がある。
- ・ 交差点のところの標記で分かりづらいところがある。

（景観について）

- ・ 看板等が多く、景観的によくないところがある。
- ・ お城の周辺の建物や樹木などで景観的によくないところがある。

（情報について）

- ・ 一時停止の標識などで、分かりづらいところがある。
- ・ 庁舎が分かりにくい。



ワークショップのようす



シンポジウムのようす

テーマ2：どのようなことに取り組んでいけばよいか考えてみよう。

〈主な意見〉

- ・道路や建物などをハードの部分を改善するには、多額の経費がかかる。学校や家庭などでユニバーサルデザインの意識を高めていくことが大切である。
- ・駐輪場での乱雑な駐輪の問題など、人としてのマナーの気持ちを高めていくことも大切である。長期的な視点で取り組んでいくことが大切である。
- ・ハード整備については、現状の財政ではきめ細かなところまでの改善は難しい。それをカバーするのは人である。
- ・限られた施設整備予算のなかで、また民間で取り組もうとしたときに、必ずしもお金を潤沢にかけられるわけではないというときに、それをどのようにソフト施策で補っていくのか、そちらの方がもしかしたら大事かもしれない。
- ・ユニバーサルデザインの考え方は、あらゆる使い手、我々すべてにとって使いやすい環境やものを提供するというだけでなく、社会的に意識や態度を含めてユニバーサルデザインと定義されている。相手の気持ちを理解する思いやりのところが大切である。
- ・会津は歴史的建造物も多く、改修をしてしまっただけではせっかくの歴史性が損なわれてしまう。そういう場合は、改修ではなく人の助けや協力などでカバーしていくことが大切である。
- ・相手が自分を理解してくれるのを待っているだけでなく、自分の方から思いを相手に発していくことも必要ではないか。
- ・自分から「発信していく」「受け止める」というように、お互いに双方向で歩み寄ることが大切だと思う。
- ・なかなか意識の啓発は難しいが、「1日1ハート」を心がけていくのもよいのではないか。

ユニバーサルデザイン・バリアフリーに関する国・県・市の動き

年 次	本市	福島県	国内・外
1994 (平成6年)			・建設省（元国土交通省）他「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」の施行
1995 (平成7年)		「人にやさしいまちづくり条例」制定	
2000 (平成12年)			・国土交通省「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」施行 ・第1回「バリアフリーに関する関係閣僚会議」を開催
2002 (平成14年)		「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針」策定	
2003 (平成15年)		・「ふくしまユニバーサルデザイン推進プラン」策定	「ハードビル法」の一部改正
2004 (平成16年)		「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針」改訂	・参議院本会議「ユニバーサルデザイン社会の形成促進に関する決議」可決成立 ・バリアフリーに関する関係閣僚会議で「バリアフリー化推進要綱」決定
2005 (平成17年)		「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」策定	国土交通省「ユニバーサルデザイン政策大綱」策定
2006 (平成18年)			・国土交通省「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の施行 ・国連「障害者の権利に関する条約」の採択
2007 (平成19年)	「会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン」策定	・「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」改訂 ・「ふくしま型ユニバーサルデザイン実践行動計画」策定	「障害者の権利に関する条約」に政府が署名
2008 (平成20年)			・「バリアフリーに関する関係閣僚会議で「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」決定 ・「バリアフリーに関する関係閣僚会議」を「バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議」に改正
2010 (平成22年)		「ふくしまユニバーサルデザイン推進計画」策定（指針と行動計画を統合）	
2012 (平成24年)	会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン（平成24年度改訂版）策定		

用語集

アルファベット・略語

■ N P O （エヌピーオー）

Non-Profit Organizationの略で、ボランティア団体や市民活動団体など、社会的な使命の実現を目指して活動する民間非営利組織のこと。

■ I C T （アイシーティー）

情報通信技術（Information and Communication(s) Technology）の略称。
コンピュータをはじめとした情報処理技術と、インターネットなどによる通信技術の総称。

■ R S S （アールエスエス）

ニュースやブログなど各種のウェブサイトの更新情報を簡単にまとめ、配信するためのいくつかの文書フォーマットの総称。

■ 「Y o u T u b e」 （ユーチューブ）

インターネット動画共有サービスのひとつ。Y o uは「あなた」、T u b eは「テレビ（ブラウン管）」という意味。

ア 行

■会津若松市ウェブサイト作成基準

閲覧者の障がいの有無や年齢、閲覧環境によらず、誰もが閲覧しやすいウェブサイトを作成するために、ウェブサイト作成時のアクセシビリティに関する基準を定めたもの。文字の使用について、画像の使用について、ウェブページのレイアウトについて、配色について、などの遵守すべき事項を定めている。

■会津若松市交通バリアフリー基本構想

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称「交通バリアフリー法」、平成12年11月）施行に伴い、市民・事業者・行政が協働してバリアのない社会の実現を目指すため、平成15年3月策定。

■会津若松市冬期バリアフリー基本構想

冬期間における積雪や路面凍結に対して、安全で快適な歩行空間を確保するための雪対策の総合的な計画。平成15年3月策定。

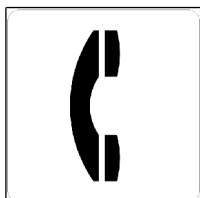
■絵文字（ピクトグラム）

言語や文化の違いなどに関わらず、知識や経験がなくても、直感的に情報を伝えることのできる分かりやすい絵や図などで表した文字・記号などの総称。

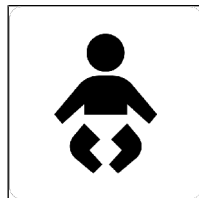
<例>



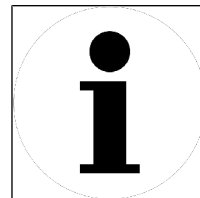
お手洗
Toilets



電話
Telephone



乳幼児用設備
Nursery one



情報コーナー
Information

出典 （交通エコロジー・モビリティ財団）

カ 行

■公共フリースポット

公民館などの市内公共施設に設置した無線設備を利用して、インターネットを利用できるサービス。自己所有のノートパソコンなどを持ち込んで利用可能。

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

(通称：バリアフリー新法) (国)

「ユニバーサルデザイン政策大綱」(国土交通省)の考え方を踏まえ、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」と「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」の2つの法律を統合拡充し、平成18年6月21日公布、同年12月施行された。

■コミュニティ放送

市区町村又は政令指令都市の行政区内の一部の地域(隣接地域を含む場合あり)を放送対象地域とする放送。コミュニティFM(コミュニティエフエム)とも呼ばれる。

サ 行

■災害メール(防災情報メール)

緊急時や災害発生時などに市が配信する電子メール。警報発令時や水害、火災発生などの情報を内容としている。

■救える（すくうる）メール

子どもを狙った悪質な事件が発生した場合や注意を喚起する必要がある場合に、地域で一体となって「大切な子どもたちを守る」という意識の高揚を図り、犯罪被害の未然防止に役立てるため、市が配信する電子メール。

■自動体外式除細動器（じどうたいがいしきじょさいどうき）（AED）

心臓の心室が小刻みに震えて全身に血液を送ることができない状態の際に、機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電氣的なショック（除細動）を与え、心臓の動きを戻すことを試みる医療機器。

■全国瞬時警報システム 「通称：J-A L E R T（ジェイアラート）」

通信衛星と市町村の同報系防災行政無線を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステム。2004年度から総務省消防庁が開発及び整備を進めている。対処に時間的余裕がない大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃等についての情報を、「国から住民まで直接瞬時に」伝達することができるという点が最大の特徴である。住民に早期の避難や予防措置などを促し、被害の軽減に貢献することが期待されている。

タ 行

■第6次会津若松市長期総合計画『新生会津 未来創造』（市）

市町村合併を経て、新たなまちづくりの長期的・総合的な市政運営指針を示すため、市政の最上位計画として平成19年に策定。地域の特性や地域資源を活かしながら、市民と行政が協働で、明示された目標（値）に取り組むという特色をもつ。

■多目的トイレ

洋式便器や自動水洗等身体に負担のかからないもので、親子連れや車いす使用者、介助者等が入れる十分なスペースがあり、手すりやオムツ交換台、オストメイト（人工肛門等造設者）対応洗浄器がある等、多様な状況の人に使い勝手の良いトイレ。

■ツイッター（T w i t t e r）

140文字以内の「ツイート」（t w e e t）と称される短文を投稿できる情報サービス。t w e e tは、「鳥のさえずり」の意味で、日本では「つぶやき」と意訳され定着している。

■低床バス

乗降口の床面を低くするなどして様々な身体状況の人が乗降しやすいよう配慮されているバス。特に、乗降口の階段がなく、床面の高さが地上から300～350mm程度ものが「ノンステップバス」。

■デジタル・ディバイド（情報格差）

パソコンやインターネット等の情報通信技術（IT）を利用できる人とできない人との間に生じる、さまざまな機会や経済的な格差。

■点字ブロック

目の不自由な人が安全に歩行できるよう、道路や建築物などの床面に敷設された線状・点状突起のあるブロック。

ナ 行

■ ノンステップバス

出入口の段差をなくし、乗降を容易にした低床バス的一种である。床面高さは概ね 350mm以下のものを指す。乗降口に車いす用スロープを設けることにより、車いすでの乗車が容易となる。

ハ 行

■ バリアフリー

障がい者や高齢者などが生活しやすいように、生活するうえでの障壁（バリア）を取り除くこと。道路や建物の段差解消などの意味に加え、障がい者などの社会参加を困難にしている社会制度や差別・偏見・無関心など心理面での障壁の除去という意味も含まれる。

■ バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱（国）

「高齢者、障害者、妊婦や子ども連れの人を含むすべての人が安全で快適な社会を送れるよう、ハード、ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインを効果的かつ総合的に推進するもの。当該要綱は、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議において平成20年3月28日に報告されたもの。

■ ^{ふい}V 案内所（ビジット・ジャパン案内所）（旧「^{あい}i」案内所）

外国人観光客に対応可能な案内所のこと。外国客受け入れに積極的、外国語対応が可能、対面式案内、外国語パンフレットの常備などの登録基準をクリアした案内所をJNTO（日本政府観光局）がビジット・ジャパン案内所として登録。

■福祉タクシー

身体障がい者の外出時のタクシー利用を補助する目的で、市町村が料金の一部を負担する等の制度でできたタクシーのこと。車いすのまま乗車できるリフト付タクシーなどがある。

■福島県 人にやさしいまちづくり条例（福島県）

高齢者、障がい者をはじめ、すべての人が安全・快適に暮らすことのできる社会づくりを推進するため、ものづくり・こころづくりを含めた県の施策の基本方針、県・事業者・県民の責務などを内容としている。平成7年3月に福島県が制定。

■ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針（福島県）

官民を問わず、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共・公益施設づくりを推進するため、施設づくりに関わるあらゆる人がデザインをまとめていくための手引きとして、平成17年3月に福島県が策定。

■ふくしまユニバーサルデザイン推進計画（福島県）

ユニバーサルデザインの施策を実施していくにあたっての指針及び具体的な実施計画として、また、市町村、県民、民間団体、事業者など県以外の主体にはどのような役割を期待しているかを示し、県全体としてユニバーサルデザインを推進していくために、平成22年3月に福島県が策定。

■ポケットパーク

道路脇や市街地の空き地などのスペースにつくった小規模の公園・休憩所。

■ ホームページにおけるアクセシビリティ

そのホームページが、高齢者や障がい者も含めた、誰もが情報を取得・発信できる柔軟性に富んでいて、アクセスした誰もが同様に情報を共有できる状態にあること（あるいはその度合い）。

マ 行

■ メールマガジン

発信者が定期的にメールで情報を流し、読みたい人が購読するようなメールの配信の一形態。

■ 「六つのどうぞ」運動

観光客や買い物客などへのおもてなしの向上を図るため、サービスを表示したステッカーを商店街などに張ってもらい協力を得る運動。サービスには、「いすをどうぞ」「お茶をどうぞ」「トイレをどうぞ」「お荷物をどうぞ」「（急な雨に）傘をどうぞ」「（急病などの困りごとに）かけ込みどうぞ」の六つがある。

ヤ 行

■ ユニバーサルデザイン政策大綱（国）

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという施策理念を、国土交通省が平成17年7月に策定したものの。

会津若松市ユニバーサルデザイン推進プラン

(平成24年度改訂版)

発行日：平成24年3月

発行 会津若松市

編集 会津若松市企画政策部企画調整課

〒965-8601

福島県会津若松市東栄町3番46号

電話 (0242) 39-1111 (代表)

H P <http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>

E-mail kikaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp